

監査の種類	平成２７年度（２０１５年度）執行分定期監査
意見要望件名	国勢調査における委託費の算定について
意見要望内容	本市では、統計法で規定される国勢調査を法定受託事務として実施しており、その実施に際して、東京都（以下「都」という。）からは、都の算出基準に基づき算定された統計調査委託費（以下「委託費」という。）が交付されている。 これを受け、所管課では、国勢調査に従事する都から任命された指導員に対して、事務執行に必要な指導を行うとともに、当該指導員への報酬の支払事務を行っている。 指導員の任命に当たっては、都が平成２６年１０月１日現在の設定調査区に基づいて必要な指導員数を算定するとともに、各自治体の長宛てに推薦依頼の通知を行っており、また、指導員の行う事務については、総務省作成の国勢調査実施計画の中で「①調査員に対する指導 ②オンライン回答世帯の伝達 ③郵送提出等の世帯の伝達 ④調査票等の検査」と示されているところである。 そこで、平成２７年国勢調査（以下「今回調査」という。）に従事する指導員に関する関係書類及び事務手続について確認したところ、次のような状況が見受けられた。 (1)都が算定した本市の指導員数は４９４人であったが、実際に本市が推薦した指導員数は、都の算定数を大幅に下回る１７０人であった。 (2)本市職員から推薦する指導員（以下「市職員指導員」という。）を募集する際に提示した事務従事時間数と比べ、実際の事務従事時間数が上回っていた。 所管課によれば、(1)については、指導員に対して総務省が示す上記のような事務を行わせた場合、本市においては国勢調査の円滑な事務執行に支障を来すおそれがあるため、従前から都の確認を得て、指導員の事務を「①調査員からの調査書類の受取審査 ②調査書類の審査事務」と変更し、この内容に基づき改めて指導員の推薦人数を算定している。加えて、今回調査においては、都から示された委託費が前回よりも大幅に減額されていたことから、必要最小限の人数を算定し１７０人と決定したとのことであった。 なお、本決定に関して、所管課が作成した決裁には、当該決定に至る経過は記載されていないかった。 また、(2)については、市職員指導員として推薦された１００人に対して、募集時に、業務内容は調査書類の審査、勤務条件として審査の事務量に係る時間数は２５時間前後と提示し、経験者の職員を推薦するなど人材確保に努めたものの、調査区数の増加もあり、実態としては、市職員指導員各々の事務従事時間数が提示した時間数を上回っていたとのことであった。 このような状況を生じさせた主な要因としては、都から交付される委託費の算定基準が本市の現状と乖離していることが考えられる。 都は、今回調査の委託費を前回よりも減額した理由の一つとして、調査に対する回答方法にオンライン回答方式（インターネットを利用した回答方式）を導入したことによって事務軽減が図られるためとしている。 しかし、現実としては、新たな回答方法が導入されたことによって職員等の業務量が増加しただけでなく経費も増加し、また、本市が契約締結した業務委託契約額についても、消費税率の引上げ及び社会情勢の変化に伴う人件費の上昇等によって前回より増加しており、実際の経費の総額は、提示された委託費を上回る

意見要望内容	ものであった。 このため、所管課では、指導員数の見直しのほか、任用する臨時職員を減員する等の対応に努めたものの、最終的に、委託費のみでは本調査に係る経費を賄うことができず、本市の一般財源を充当する結果となった。 本来、国勢調査は国からの法定受託事務であることから、これらに係る経費については全額委託費で賄われるべきものと考えられ、所管課でも、以前から、委託費の交付額が本市の実態に即したものとなるよう、都に対して、会議や意見交換会等の場において所属長及び担当者が改善を要望してきたとのことである。 一方、今回の監査においては、前述のとおり、市職員指導員の推薦員数を算出した経過が決裁に記載されていない事例や、市職員指導員各々の事務従事時間実績を確認できる資料が廃棄されていたといった事例が見受けられたが、国勢調査の実施に際し、意思決定の過程や実績がどうであったかについて記録し保管しておくことは、次回調査に向けた課題や改善事項等を整理し検討する上で重要であるとする。 ついては、所管課においては、都に対する要望事項の客観的な裏付けとするためにも、適切な資料整理及び確実な引継ぎを行うとともに、当該資料に基づいた比較検討、分析等を十分に行った上で、都に対して、委託費の交付額が本市の実態に基づいたものとなるよう、更なる働きかけを組織的に粘り強く行っていくことを要望する。
措 置 内 容	平成27年国勢調査における事務内容の検討経過、意思決定過程や実績については、報告書としてまとめ、次回調査に引継ぎが確実に行えるようにした。 また、次回調査に向けての申し送り事項については、事項ごとに整理し記録を行うとともに、課題や改善案についても記録し、平成28年10月に引継ぎ文書として保管した。 国勢調査の事務委託費の交付については、法定受託事務であり全額交付が前提であるため、交付金第一次交付通知があった7月下旬、第二次交付通知があった10月下旬、及び12月21日には統計調査課長が東京都人口統計調査課長に対して要請行動を行った。さらに第三次交付があった2月初旬、東京都を通じて国に追加交付要望を行ってきた。 しかし、最終追加交付である第三次交付において、本市が必要とする交付額が配当されなかったため、事後報告会が開催された2月24日に東京都の経理担当に不足分の交付金の要望を行ったが配当されなかった。改めて、平成28年8月18日付で東京都知事あてに要望書の提出を行った。 また、平成28年6月13日付で内閣府地方分権改革推進室から、地方分権改革に関する提案募集について共同提案の意向照会が都市戦略課を通じてあり、全国市長会から提案のあった「国勢調査委託金・不足分に係る追加交付要望期限の柔軟な設定」について、本市においても共同提案団体として参画を行った。 今後においても、本市の実態に基づいた交付を、引き続き粘り強く組織的に交付要望を行っていく。
措 置 時 期	平成28年10月
所 管 部 課	総務部 統計調査課

監査の種類	平成27年度（2015年度）執行分定期監査
指摘件名	行政財産の使用許可に係る事務処理について
指摘内容	行政財産は、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であり、その用途又は目的を妨げない限度において、例外的に使用を許可することができるものである。そのため使用許可する場合には、様々な制約や手続が条例等により規定されている。 本市において、行政財産の使用許可手続については八王子市公有財産規則（以下「公有財産規則」という。）に、使用料については八王子市行政財産使用料条例（以下「使用料条例」という。）及び八王子市行政財産使用料条例施行規則（以下「施行規則」という。）にそれぞれ定めがある。 そこで、監査対象所管課の行政財産の使用許可の状況について確認したところ、これら条例及び規則に関する事務処理誤りが次のように複数見受けられた。 (1) 使用許可事務・使用料徴収事務の未処理 公有財産規則によれば、行政財産の使用許可を行うときは、使用しようとする者からあらかじめ申請書を提出させなければならないとされている。更に、使用料条例によれば、使用を開始する日までに使用料の全額を徴収することとされているところ、新たに4月中に使用開始する物件の許可をする場合は、例外的な取扱いとして毎年度財務部長通知が出されており、平成27年度においては、平成27年5月29日以前の日を納付期限とすることとされている。 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）長房の一部（8.445㎡）について、指定居宅介護支援事業所として、年度ごとに4月1日から翌年3月31日までの使用許可をしているが、監査開始時点（平成27年12月25日）において、平成27年4月1日からの使用許可事務及び使用料の徴収事務を行っていなかった。（福祉部高齢者福祉課） (2) 使用料の算出誤り ア 使用料条例によれば、建物を使用させる場合の使用料は、当該建物及びその敷地について、それぞれ使用料条例で定める方法により算定した額を合計して得た額とされており、建物に係る規定では、建物の耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価格に1,000分の5を乗じて得た額とされている。 恩方老人憩の家の自動販売機設置に係る使用料について、4,188円とすべきところ、建物の経過年数の算出誤りにより、4,296円と算定し、徴収していた。（福祉部高齢者いきいき課） イ 地下埋設管、共架電線その他上空に設ける線類、電柱、電話柱等の一定の工作物又は物件の設置に係る土地の使用料については、使用料条例の委任を受け、施行規則で定めており、平成27年4月1日付で使用料の改定（以下「平成27年度の使用料の改定」という。）が行われている。

指 摘 内 容	八王子長沼通所センターに関し、地下埋設管に係る平成27年度の使用料について、880円とすべきところ、改定前の単価を用いたことにより、1,120円と算定し、徴収していた。(福祉部障害者福祉課) ウ 使用料条例によれば、当該条例の規定に基づき算出して得た使用料(会計年度を超えて使用の許可をしたときは会計年度ごとの使用料)の額が100円未満となる場合は、これを100円とすることとされている(最低限度額)。 保健所の敷地上空を通過する7mの架空電線に関し、平成27年度の使用料の改定に伴い単価が引き下げられたことにより、算出した金額が91円となったが、最低限度額を適用して100円とすべきところ、91円と決定し、徴収していた。(健康部健康政策課) (3) 使用許可期間誤り ア 公有財産規則によれば、電柱、地下埋設管等例外的に定められたもの(これらは10年以下等の長期使用許可が可能)のほか、行政財産の使用許可の期間は、1年を超えてはならないこととされている。 八王子長沼通所センターに関し、1事例(1基)のみではあるが、期間の例外に該当しない「自立型供給用配電箱」の設置用の土地(0.45㎡)について、10年間の使用許可をしていた。(福祉部障害者福祉課) イ 保健所に関し、上記事例アと同様、「自立型供給用配電箱」の設置用の土地(1.56㎡)について、10年間の使用許可をしていた。(健康部健康政策課) ウ 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するときは、財務部長通知により例外的に長期使用許可が認められているが、期間については3年以下となっている。 保健所内にある土地(1.21㎡)に関し、東京都が設置する道標の事例について、10年間の使用許可をしていた。(健康部健康政策課) 平成27年度の使用料の改定については、所管する財務部管財課からは、複数回庁内通知がなされている。また、使用許可の決定に当たっては、公有財産規則及び財務部長通知により、原則として財務部長又は管財課長協議が必要であるところ、今回の事例の多くは、当該手続を欠落させていた。 上記事例は、徴収する手数料も少額で、比較的軽微な誤りも含まれ、また、使用許可期間誤りの一部を除き、監査期間中に速やかに是正されている。しかし、今回、複数の課で同様の事例が見受けられたことから、行政財産の使用許可事務を行っている所管課が少なくないことを鑑み、監査対象の所管課以外においても、行政財産の使用許可に係る事務について、上記事例を踏まえ同様の誤りがないか点検することを期待して指摘としたものである。 については、各所管課において、上記誤り全てについて是正するとともに、再度同様の誤りが発生しないよう、根拠規定や通知類を十分確認の上、事務処理を行われたい。
----------------	---

平成28年度実施分監査委員監査に係る措置

措置内容	本件事実が発覚した後、行政財産使用料の過納金返納についての意思決定を行い、八王子市恩方老人憩の家の指定管理者である、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会に対し返納を行った。 また、再発防止策として、計算内容の確認を複数の担当者で行うこととし、計算書様式にも説明を加えた。
措置時期	平成31年（2019年）3月
所管部課	福祉部 高齢者いきいき課

監査の種類	平成27年度（2015年度）執行分定期監査
指摘件名	行政財産の使用許可に係る事務処理について
指摘内容	行政財産は、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であり、その用途又は目的を妨げない限度において、例外的に使用を許可することができるものである。そのため使用許可する場合には、様々な制約や手続が条例等により規定されている。 本市において、行政財産の使用許可手続については八王子市公有財産規則（以下「公有財産規則」という。）に、使用料については八王子市行政財産使用料条例（以下「使用料条例」という。）及び八王子市行政財産使用料条例施行規則（以下「施行規則」という。）にそれぞれ定めがある。 そこで、監査対象所管課の行政財産の使用許可の状況について確認したところ、これら条例及び規則に関する事務処理誤りが次のように複数見受けられた。 (1) 使用許可事務・使用料徴収事務の未処理 公有財産規則によれば、行政財産の使用許可を行うときは、使用しようとする者からあらかじめ申請書を提出させなければならないとされている。また、原則として使用許可の期間は1年を超えてはならないとされている。更に、使用料条例によれば、使用を開始する日までに使用料の全額を徴収することとされているところ、新たに4月中に使用開始する物件の許可をする場合は、例外的な取扱いとして毎年度財務部長通知が出されており、平成27年度においては、平成27年5月29日以前の日を納付期限とすることとされている。 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）長房の一部（8.445㎡）について、指定居宅介護支援事業所として、年度ごとに4月1日から翌年3月31日までの使用許可をしているが、監査開始時点（平成27年12月25日）において、平成27年4月1日からの使用許可事務及び使用料の徴収事務を行っていなかった。（福祉部高齢者福祉課） (2) 使用料の算出誤り ア 使用料条例によれば、建物を使用させる場合の使用料は、当該建物及びその敷地について、それぞれ使用料条例で定める方法により算定した額を合計して得た額とされており、建物に係る規定では、建物の耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価格に1,000分の5を乗じて得た額とされている。 恩方老人憩の家の自動販売機設置に係る使用料について、4,188円とすべきところ、建物の経過年数の算出誤りにより、4,296円と算定し、徴収していた。（福祉部高齢者いきいき課） イ 地下埋設管、共架電線その他上空に設ける線類、電柱、電話柱等の一定の工作物又は物件の設置に係る土地の使用料については、使用料条例の委任を受け、施行規則で定めており、平成27年4月1日付で使用料の改定（以下「平成

指 摘 内 容	27年度の使用料の改定」という。)が行われている。 八王子長沼通所センターに関し、地下埋設管に係る平成27年度の使用料について、880円とすべきところ、改定前の単価を用いたことにより、1,120円と算定し、徴収していた。(福祉部障害者福祉課) ウ 使用料条例によれば、当該条例の規定に基づき算出して得た使用料(会計年度を超えて使用の許可をしたときは会計年度ごとの使用料)の額が100円未満となる場合は、これを100円とすることとされている(最低限度額)。 保健所の敷地上空を通過する7mの架空電線に関し、平成27年度の使用料の改定に伴い単価が引き下げられたことにより、算出した金額が91円となったが、最低限度額を適用して100円とすべきところ、91円と決定し、徴収していた。(健康部健康政策課) (3) 使用許可期間誤り ア 公有財産規則によれば、電柱、地下埋設管等例外的に定められたもの(これらは10年以下等の長期使用許可が可能)のほか、行政財産の使用許可の期間は、1年を超えてはならないこととされている。 八王子長沼通所センターに関し、1事例(1基)のみではあるが、期間の例外に該当しない「自立型供給用配電箱」の設置用の土地(0.45㎡)について、10年間の使用許可をしていた。(福祉部障害者福祉課) イ 保健所に関し、上記事例アと同様、「自立型供給用配電箱」の設置用の土地(1.56㎡)について、10年間の使用許可をしていた。(健康部健康政策課) ウ 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するときは、財務部長通知により例外的に長期使用許可が認められているが、期間については3年以下となっている。 保健所内にある土地(1.21㎡)に関し、東京都が設置する道標の事例について、10年間の使用許可をしていた。(健康部健康政策課) 平成27年度の使用料の改定については、所管する財務部管財課からは、複数回庁内通知がなされている。また、使用許可の決定に当たっては、公有財産規則及び財務部長通知により、原則として財務部長又は管財課長協議が必要であるところ、今回の事例の多くは、当該手続を欠落させていた。 上記事例は、徴収する手数料も少額で、比較的軽微な誤りも含まれ、また、使用許可期間誤りの一部を除き、監査期間中に速やかに是正されている。しかし、今回、複数の課で同様の事例が見受けられたことから、行政財産の使用許可事務を行っている所管課が少なくないことを鑑み、監査対象の所管課以外においても、行政財産の使用許可に係る事務について、上記事例を踏まえ同様の誤りがないか点検することを期待して指摘としたものである。 ついては、各所管課において、上記誤り全てについて是正するとともに、再度同様の誤りが発生しないよう、根拠規定や通知類を十分確認の上、事務処理を行われたい。
---------	---

平成２８年度実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	本件事実が発覚した後、行政財産使用許可に係る使用料の徴収事務を行い、以降、使用料の納付を確認した。 また、業務スケジュールを管理する年間予定表に本件事務のスケジュールを記載することとし、事務処理の漏れを防止するとともに、遅滞なく行うことができるよう事務改善を図った。
措 置 時 期	平成３１年（２０１９年）３月
所 管 部 課	福祉部 高齢者福祉課

監査の種類	平成27年度（2015年度）執行分定期監査
指 摘 件 名	行政財産の使用許可に係る事務処理について
指 摘 内 容	行政財産は、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であり、その用途又は目的を妨げない限度において、例外的に使用を許可することができるものである。そのため使用許可する場合には、様々な制約や手続が条例等により規定されている。 本市において、行政財産の使用許可手続については八王子市公有財産規則（以下「公有財産規則」という。）に、使用料については八王子市行政財産使用料条例（以下「使用料条例」という。）及び八王子市行政財産使用料条例施行規則（以下「施行規則」という。）にそれぞれ定めがある。 そこで、監査対象所管課の行政財産の使用許可の状況について確認したところ、これら条例及び規則に関する事務処理誤りが次のように複数見受けられた。 (1) 使用許可事務・使用料徴収事務の未処理 公有財産規則によれば、行政財産の使用許可を行うときは、使用しようとする者からあらかじめ申請書を提出させなければならないとされている。また、原則として使用許可の期間は1年を超えてはならないとされている。更に、使用料条例によれば、使用を開始する日までに使用料の全額を徴収することとされているところ、新たに4月中に使用開始する物件の許可をする場合は、例外的な取扱いとして毎年度財務部長通知が出されており、平成27年度においては、平成27年5月29日以前の日を納付期限とすることとされている。 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）長房の一部（8.445㎡）について、指定居宅介護支援事業所として、年度ごとに4月1日から翌年3月31日までの使用許可をしているが、監査開始時点（平成27年12月25日）において、平成27年4月1日からの使用許可事務及び使用料の徴収事務を行っていないかった。（福祉部高齢者福祉課） (2) 使用料の算出誤り ア 使用料条例によれば、建物を使用させる場合の使用料は、当該建物及びその敷地について、それぞれ使用料条例で定める方法により算定した額を合計して得た額とされており、建物に係る規定では、建物の耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価格に1,000分の5を乗じて得た額とされている。 恩方老人憩の家の自動販売機設置に係る使用料について、4,188円とすべきところ、建物の経過年数の算出誤りにより、4,296円と算定し、徴収していた。（福祉部高齢者いきいき課） イ 地下埋設管、共架電線その他上空に設ける線類、電柱、電話柱等の一定の工作物又は物件の設置に係る土地の使用料については、使用料条例の委任を受け、施行規則で定めており、平成27年4月1日付で使用料の改定（以下「平成27年度の使用料の改定」という。）が行われている。

指 摘 内 容	八王子長沼通所センターに関し、地下埋設管に係る平成27年度の使用料について、880円とすべきところ、改定前の単価を用いたことにより、1,120円と算定し、徴収していた。(福祉部障害者福祉課) ウ 使用料条例によれば、当該条例の規定に基づき算出して得た使用料(会計年度を超えて使用の許可をしたときは会計年度ごとの使用料)の額が100円未満となる場合は、これを100円とすることとされている(最低限度額)。 保健所の敷地上空を通過する7mの架空電線に関し、平成27年度の使用料の改定に伴い単価が引き下げられたことにより、算出した金額が91円となったが、最低限度額を適用して100円とすべきところ、91円と決定し、徴収していた。(健康部健康政策課) (3) 使用許可期間誤り ア 公有財産規則によれば、電柱、地下埋設管等例外的に定められたもの(これらは10年以下等の長期使用許可が可能)のほか、行政財産の使用許可の期間は、1年を超えてはならないこととされている。 八王子長沼通所センターに関し、1事例(1基)のみではあるが、期間の例外に該当しない「自立型供給用配電箱」の設置用の土地(0.45㎡)について、10年間の使用許可をしていた。(福祉部障害者福祉課) イ 保健所に関し、上記事例アと同様、「自立型供給用配電箱」の設置用の土地(1.56㎡)について、10年間の使用許可をしていた。(健康部健康政策課) ウ 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するときは、財務部長通知により例外的に長期使用許可が認められているが、期間については3年以下となっている。 保健所内にある土地(1.21㎡)に関し、東京都が設置する道標の事例について、10年間の使用許可をしていた。(健康部健康政策課) 平成27年度の使用料の改定については、所管する財務部管財課からは、複数回庁内通知がなされている。また、使用許可の決定に当たっては、公有財産規則及び財務部長通知により、原則として財務部長又は管財課長協議が必要であるところ、今回の事例の多くは、当該手続を欠落させていた。 上記事例は、徴収する手数料も少額で、比較的軽微な誤りも含まれ、また、使用許可期間誤りの一部を除き、監査期間中に速やかに是正されている。しかし、今回、複数の課で同様の事例が見受けられたことから、行政財産の使用許可事務を行っている所管課が少なくないことを鑑み、監査対象の所管課以外においても、行政財産の使用許可に係る事務について、上記事例を踏まえ同様の誤りがないか点検することを期待して指摘としたものである。 ついては、各所管課において、上記誤り全てについて是正するとともに、再度同様の誤りが発生しないよう、根拠規定や通知類を十分確認の上、事務処理を行われたい。
----------------	--

平成２８年度実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	ア 使用料の算出誤り 本件事実が発覚した後、相手方に対し過徴収分の返納を行った。 また、再発防止策として、制度の改正等の迅速な把握に努め、使用料の額の算出等について複数の担当者で確認することとした。 イ 使用許可期間誤り 本件使用許可については、平成２６年４月１日から平成３６年３月３１日までの１０年間としていたものであるが、誤りが判明した後、１年間の使用許可とする旨の意思決定を行った。 また、許可の相手方に対して、１年間の期間に訂正した使用許可書を交付した。 更に、再発防止策として、条例、規則等の事務の根拠を正しく理解することに努め、複数の担当者で確認することとした。
措 置 時 期	平成３１年（２０１９年）３月
所 管 部 課	福祉部 障害者福祉課

監査の種類	平成27年度（2015年度）執行分定期監査
指摘件名	行政財産の使用許可に係る事務処理について
指摘内容	行政財産は、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であり、その用途又は目的を妨げない限度において、例外的に使用を許可することができるものである。そのため使用許可する場合には、様々な制約や手続が条例等により規定されている。 本市において、行政財産の使用許可手続については八王子市公有財産規則（以下「公有財産規則」という。）に、使用料については八王子市行政財産使用料条例（以下「使用料条例」という。）及び八王子市行政財産使用料条例施行規則（以下「施行規則」という。）にそれぞれ定めがある。 そこで、監査対象所管課の行政財産の使用許可の状況について確認したところ、これら条例及び規則に関する事務処理誤りが次のように複数見受けられた。 (1) 使用許可事務・使用料徴収事務の未処理 公有財産規則によれば、行政財産の使用許可を行うときは、使用しようとする者からあらかじめ申請書を提出させなければならず、また、原則として使用許可の期間は1年を超えてはならないとされている。更に、使用料条例によれば、使用を開始する日までに使用料の全額を徴収することとされているところ、新たに4月中に使用開始する物件の許可をする場合は、例外的な取扱いとして毎年度財務部長通知が出されており、平成27年度においては、平成27年5月29日以前の日を納付期限とすることとされている。 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）長房の一部（8.445㎡）について、指定居宅介護支援事業所として、年度ごとに4月1日から翌年3月31日までの使用許可をしているが、監査開始時点（平成27年12月25日）において、平成27年4月1日からの使用許可事務及び使用料の徴収事務を行っていない。（福祉部高齢者福祉課） (2) 使用料の算出誤り ア 使用料条例によれば、建物を使用させる場合の使用料は、当該建物及びその敷地について、それぞれ使用料条例で定める方法により算定した額を合計して得た額とされており、建物に係る規定では、建物の耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価格に1,000分の5を乗じて得た額とされている。 恩方老人憩の家の自動販売機設置に係る使用料について、4,188円とすべきところ、建物の経過年数の算出誤りにより、4,296円と算定し、徴収していた。（福祉部高齢者いきいき課） イ 地下埋設管、共架電線その他上空に設ける線類、電柱、電話柱等の一定の工作物又は物件の設置に係る土地の使用料については、使用料条例の委任を受け、施行規則で定めており、平成27年4月1日付で使用料の改定（以下「平成

指 摘 内 容	27年度の使用料の改定」という。)が行われている。 八王子長沼通所センターに関し、地下埋設管に係る平成27年度の使用料について、880円とすべきところ、改定前の単価を用いたことにより、1,120円と算定し、徴収していた。(福祉部障害者福祉課) ウ 使用料条例によれば、当該条例の規定に基づき算出して得た使用料(会計年度を超えて使用の許可をしたときは会計年度ごとの使用料)の額が100円未満となる場合は、これを100円とすることとされている(最低限度額)。 保健所の敷地上空を通過する7mの架空電線に関し、平成27年度の使用料の改定に伴い単価が引き下げられたことにより、算出した金額が91円となったが、最低限度額を適用して100円とすべきところ、91円と決定し、徴収していた。(健康部健康政策課) (3) 使用許可期間誤り ア 公有財産規則によれば、電柱、地下埋設管等例外的に定められたもの(これらは10年以下等の長期使用許可が可能)のほか、行政財産の使用許可の期間は、1年を超えてはならないこととされている。 八王子長沼通所センターに関し、1事例(1基)のみではあるが、期間の例外に該当しない「自立型供給用配電箱」の設置用の土地(0.45㎡)について、10年間の使用許可をしていた。(福祉部障害者福祉課) イ 保健所に関し、上記事例アと同様、「自立型供給用配電箱」の設置用の土地(1.56㎡)について、10年間の使用許可をしていた。(健康部健康政策課) ウ 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するときは、財務部長通知により例外的に長期使用許可が認められているが、期間については3年以下となっている。 保健所内にある土地(1.21㎡)に関し、東京都が設置する道標の事例について、10年間の使用許可をしていた。(健康部健康政策課) 平成27年度の使用料の改定については、所管する財務部管財課からは、複数回庁内通知がなされている。また、使用許可の決定に当たっては、公有財産規則及び財務部長通知により、原則として財務部長又は管財課長協議が必要であるところ、今回の事例の多くは、当該手続を欠落させていた。 上記事例は、徴収する手数料も少額で、比較的軽微な誤りも含まれ、また、使用許可期間誤りの一部を除き、監査期間中に速やかに是正されている。しかし、今回、複数の課で同様の事例が見受けられたことから、行政財産の使用許可事務を行っている所管課が少なくないことを鑑み、監査対象の所管課以外においても、行政財産の使用許可に係る事務について、上記事例を踏まえ同様の誤りがないか点検することを期待して指摘としたものである。 ついては、各所管課において、上記誤り全てについては是正するとともに、再度同様の誤りが発生しないよう、根拠規定や通知類を十分確認の上、事務処理を行われたい。
----------------	--

平成２８年度実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	ア 使用料の算出誤り 本件事実が発覚した後、不足する９円について追加徴収を行った。当該使用料は、保健所の敷地上空を通過する７ｍの架空電線に係るものであるが、平成２８年度に撤去されたため、平成２９年度以降に使用料は発生していない。 また、再発防止策として、他の使用料徴収事務において同様の誤りが発生しないよう、根拠条例等の確認を複数の担当者で確認することとした。 イ 使用許可期間誤り 保健所内の自立型供給用配電箱の設置について１０年間の使用許可をしていたが、平成２９年度の使用許可より許可期間を１年とした。また、保健所内に東京都が設置する道標について１０年間の使用許可をしていたが、平成２９年度の使用許可より許可期間を３年とした。 行政財産使用許可の事務において、同様の誤りが生じないよう、根拠条例等の確認を複数の担当者で確認することとした。
措 置 時 期	平成３１年（２０１９年）３月
所 管 部 課	健康部 健康政策課

監査の種類	平成28年度（2016年度）財政援助団体等監査
指 摘 件 名	認知症家族サロン事業補助金の額の確定について
指 摘 内 容	市は、平成27年2月より認知症家族サロンを開設している一般財団法人八王子福祉会（以下「八王子福祉会」という。）に対し、八王子市認知症家族サロン事業補助要綱（以下「要綱」という。）に基づき認知症家族サロン事業補助金を交付している。 認知症家族サロン事業では、介護者の介護負担軽減及び孤立防止、医療と介護の連携した支援の提供、認知症家族会のネットワーク化等を行っている。 補助金は概算払により交付され、補助事業完了後、所管課は、八王子福祉会から事業報告書（実績報告書、成果報告書及び収支決算書で構成されているもの）の提出を受け、額の確定を行うこととされている。 そこで、所管課から提出された書類と八王子福祉会から提出された書類、台帳及び証憑書類とを突合し、双方から事情の聴取を行ったところ、次のような適切でない事例が確認された。 （1）監査に当たり、所管課、八王子福祉会双方から提出された収支決算書を確認したところ、金額が相違していた。これは、補助事業完了後、八王子福祉会から所管課へ提出された収支決算書には収支残額があったが、八王子福祉会と調整し、収支残額を0円にして再提出することとなったため、所管課において仮に収支残額0円と訂正し、収支同額の決算として額の確定を行う精算事務を行っていた。その後、八王子福祉会において収支残額を0円に近づけた収支決算書を作成したものの、監査開始時点においても再提出がなされていなかったためである。 （2）八王子福祉会は交通費、複写費等、有償ボランティアが支出した経費について、（1）の経緯において補助対象経費として追加計上した。しかし、八王子福祉会の規定上、団体の経費とできるのは職員に限られていたことから、有償ボランティアの場合は自己負担として、実際には補助金が充当されていなかった。 （3）八王子福祉会は、事業の性質上、上記サロンの利用者に対して、茶菓子等の飲食物の提供を行い、利用者から実費相当として定額の利用者協力金を徴収していたが、（1）の経緯において補助対象経費を追加するに当たり、収支決算書上は、補助対象経費として茶菓子等購入金額を計上した一方で、収入としての利用者協力金を計上しなかった。 （4）職員親睦会への補助、香典、祝い金など補助対象経費としては是認し難い支出が複数見受けられた。 八王子福祉会によれば、（1）から（3）までについては、事業報告の際、当初提出した収支決算書上には残額が生じたところ、所管課から、できる限り残額が生じないほうがよいと指導があったと受け止め、当初補助対象経費としていなかった（2）の交通費等や（3）の茶菓子等を計上したものの、その際、当該茶菓子代等に充てている利用者協力金を収入に計上することを失念してしまったとのことであった。これらの事例は、額の確定事務に際し、所管課において、収支決

平成28年度実施分監査委員監査に係る措置

指 摘 内 容	算書の総額のみの確認に留まるなど、当該事務の重要性を十分に認識していなかったことが今回の結果を誘引したものと考えられる。 また、(4)については、要綱や交付決定通知書に補助対象経費の内容についての具体的な記載がないこと、また、所管課からのマニュアル等の提示や口頭による適切な指導がなかったことが主な原因であると思われ、とりわけ、制度が開始して間もない本件補助金の場合は、補助対象経費に関する適切な指導や額の確定の際の精算事務を詳細に行う必要があった。 ついては、所管課は補助金の確定額に関し、精算額を再確認した上で返還などの適切な措置を講ずるとともに、様式を含めた要綱の見直し、補助対象経費を明らかにしたマニュアル等の作成を行った上で、八王子福祉会に対し適正な事務処理を行うよう指導されたい。
措 置 内 容	本件事実が監査期間中に発覚した後、八王子福祉会と当該事業に係る収支状況について確認を行い、平成29年1月25日付で確認内容に基づく補助対象額の再確定及び返還請求を行い、同年2月22日に入金されたことを確認した。 また、補助対象経費や会計簿等の整理方法などを記載したマニュアルを平成29年4月1日付で作成し、補助事業者・市双方の補助金処理に対する共通認識をするなど、再発防止策を講じるとともに、平成29年度の会計処理について、毎月の業務報告とともに、月次の精算報告により、月ごとの会計状況を確認し、都度指導を行うなど、マニュアルに基づく会計処理が適切に行えるか確認した。平成30年5月21日に入金があったことを確認したことをもって、平成29年度の実績報告及び精算処理が完了したため、本件指摘事項等へ対応が完了したものとする。
措 置 時 期	平成30年5月
所 管 部 課	福祉部 高齢者福祉課

監 査 の 種 類	平成28年度（2016年度）財政援助団体等監査
意 見 要 望 件 名	会計年度内の補助対象経費の範囲について
意 見 要 望 内 容	本市における補助事業は、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（以下「規則」という。）及び財務部財政課が平成15年4月に発行した「補助金制度～補助金実務マニュアル～」（以下「マニュアル」という。）に基づき、各所管課において制定された補助金交付要綱等により、実施されているところである。 規則及びマニュアルによれば、補助事業には、本市の会計年度予算から交付された補助金が充当され、当該年度の補助事業完了後1か月以内に実績報告書を添付書類とともに提出することとされている。 すなわち、年度当初から年度末までの事業（以下「会計年度内事業」という。）の場合には、4月1日から翌年3月31日までに実施した事業が補助の対象となり、補助事業者は、当該期間に実施された事業に係る要綱等で定められた経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金に係る収支計算に関する資料（以下「収支計算書」という。）等を添付し市長に報告しなければならないこととなる。 また、補助事業者は民間団体であり、その会計処理については、企業会計基準や社会福祉法人会計基準などの発生主義（複式簿記）による基準を採用しているため、当該会計年度内に支払をしていない費用（未払費用）や当該会計年度以外の分を支払っている費用（前払費用）を相手勘定科目として補助対象経費に計上し、これに基づき収支計算書を作成し、実績報告が行われることも想定されるが、このような事例についての取扱いが、規則に規定されておらず、マニュアルにも記載がされていない。 このことについて、本市の補助金制度を所掌している財政課に確認したところ、補助対象経費については、原則として、会計年度内に支払を行い、その金額等が証憑書類等で確認ができるものと認識しているとのことであったが、このような原則についても、規則やマニュアルには規定又は記載がされていないところである。 そこで、今回の監査対象団体である12団体について確認したところ、8団体において、次のような事例が複数見受けられた。 （1）人件費において、28年3月31日までに勤務した給料等について、会計年度内に支払が行われていないものを、補助対象経費として計上していた。一方、別の補助事業者では、27年3月31日までに勤務した給料等について、同年4月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。 （2）賃借料（家賃）において、28年4月分の家賃を同年3月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。 （3）光熱水費において、27年3月分の光熱水費を同年4月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。 （4）消耗品費において、28年3月中に物品を発注し、納品されているが、会

意見要望内容	計年度内に支払が行われていないものについて、補助対象経費として計上していた。 上記の原則に立ち返ってみると、会計年度内に支払が完了していないものは当該年度の補助対象外経費となり、反対に、会計年度内に支払が完了していれば当該年度の補助対象経費となるが、会計年度内事業の観点からみると、会計年度内に実施された事業経費が当該年度の補助対象外経費となり、会計年度外に実施された事業経費が当該年度の補助対象経費となるといった矛盾が生ずることとなる。 中には、会計年度内事業について補助対象経費となるものは会計年度内に実際に支払がなされたものに限定されることを、補助事業者に指導している補助金も一部見受けられ、事例（4）については、所管課が補助事業者に対して、会計年度内事業に必要な物品については会計年度内に支払をするよう指導していれば、問題とはならなかった事例である。 一方、補助金制度において、補助金充当の観点からすれば、補助事業の継続性により、当該事業が継続している限りは、どの会計年度の補助対象経費に充当されても、各会計年度の合計の充当額に誤りがなければ問題視されず、むしろ、正確性や確実性が重視されることとなるが、補助事業者が行う発生主義に基づいた会計処理では、原則に基づいて補助金に関する収支計算書を作成した場合、収入及び支出については、実際に支払った経費に対するもの（現金主義）に限定され、総勘定元帳に記載されている会計年度内事業における収入及び支出との不一致が生ずることとなる。その上、本市への実績報告のための収支計算書を別に作成しなければならなくなり、補助事業者に負担と混乱を招くおそれがある。 更には、本市においても、28年度から新公会計制度を導入し、現金主義のみならず発生主義による会計処理を追加したことから、会計年度内事業の実施に係る経費の観点からの補助対象経費についても、更に検討する必要があると考える。 このように、補助金ごとに会計年度内事業に対する補助対象経費の範囲が異なっているのは、補助金制度を所掌している財政課、補助事業を所掌する所管課及び補助事業者それぞれの会計年度内における補助対象経費の範囲に対する認識が統一されていないことが要因の一つと考えられる。また、未払費用や前払費用といったいわゆる経過勘定を相手勘定とした経費についての補助対象経費に関する取扱いについては、補助事業者の会計処理や補助対象項目が多様化している中では、監査をする上でも統一することが困難な状況にある。 以上のことから、各所管課においては、各補助金における会計年度内事業に関する補助対象経費について、原則はもとより、例外事例における取扱いについて、財政課及び補助事業者と十分検討の上、その範囲について、要綱へ記載する、又は未払費用については後日証憑書類を所管課に提出を求めるなど、正確性及び確実性を担保した規範の明確化に努められることを要望する。
--------	--

平成28年度実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	本件事実が監査期間中に発覚した後、八王子福社会と当該事業に係る収支状況について確認を行い、平成29年1月25日付で確認内容に基づく補助対象額の再確定及び返還請求を行い、同年2月22日に入金されたことを確認した。 また、補助対象経費や会計簿等の整理方法などを記載したマニュアルを平成29年4月1日付で作成し、補助事業者・市双方の補助金処理に対する共通認識をするなど、再発防止策を講じるとともに、平成29年度の会計処理について、毎月の業務報告とともに、月次の精算報告により、月ごとの会計状況を確認し、都度指導を行うなど、マニュアルに基づく会計処理が適切に行えるか確認した。平成30年5月21日に入金があったことを確認したことをもって、平成29年度の実績報告及び精算処理が完了したため、本件指摘事項等へ対応が完了したものとする。
措 置 時 期	平成30年5月
所 管 部 課	福祉部 高齢者福祉課

監 査 の 種 類	平成28年度（2016年度）財政援助団体等監査
意見要望件名	会計年度内の補助対象経費の範囲について
意見要望内容	本市における補助事業は、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（以下「規則」という。）及び財務部財政課が平成15年4月に発行した「補助金制度～補助金実務マニュアル～」（以下「マニュアル」という。）に基づき、各所管課において制定された補助金交付要綱等により、実施されているところである。 規則及びマニュアルによれば、補助事業には、本市の会計年度予算から交付された補助金が充当され、当該年度の補助事業完了後1か月以内に実績報告書を添付書類とともに提出することとされている。 すなわち、年度当初から年度末までの事業（以下「会計年度内事業」という。）の場合には、4月1日から翌年3月31日までに実施した事業が補助の対象となり、補助事業者は、当該期間に実施された事業に係る要綱等で定められた経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金に係る収支計算に関する資料（以下「収支計算書」という。）等を添付し市長に報告しなければならないこととなる。 また、補助事業者は民間団体であり、その会計処理については、企業会計基準や社会福祉法人会計基準などの発生主義（複式簿記）による基準を採用しているため、当該会計年度内に支払をしていない費用（未払費用）や当該会計年度以外の分を支払っている費用（前払費用）を相手勘定科目として補助対象経費に計上し、これに基づき収支計算書を作成し、実績報告が行われることも想定されるが、このような事例についての取扱いは、規則に規定されておらず、マニュアルにも記載がされていない。 このことについて、本市の補助金制度を所掌している財政課に確認したところ、補助対象経費については、原則として、会計年度内に支払を行い、その金額等が証憑書類等で確認ができるものと認識しているとのことであったが、このような原則についても、規則やマニュアルには規定又は記載がされていないところである。 そこで、今回の監査対象団体である12団体について確認したところ、8団体において、次のような事例が複数見受けられた。 (1) 人件費において、28年3月31日までに勤務した給料等について、会計年度内に支払が行われていないものを、補助対象経費として計上していた。一方、別の補助事業者では、27年3月31日までに勤務した給料等について、同年4月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。 (2) 賃借料（家賃）において、28年4月分の家賃を同年3月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。 (3) 光熱水費において、27年3月分の光熱水費を同年4月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。

意見要望内容	(4) 消耗品費において、28年3月中に物品を発注し、納品されているが、会計年度内に支払が行われていないものについて、補助対象経費として計上していた。 上記の原則に立ち返ってみると、会計年度内に支払が完了していないものは当該年度の補助対象外経費となり、反対に、会計年度内に支払が完了していれば当該年度の補助対象経費となるが、会計年度内事業の観点からみると、会計年度内に実施された事業経費が当該年度の補助対象外経費となり、会計年度外に実施された事業経費が当該年度の補助対象経費となるといった矛盾が生ずることとなる。 中には、会計年度内事業について補助対象経費となるものは会計年度内に実際に支払がなされたものに限定されることを、補助事業者に指導している補助金も一部見受けられ、事例(4)については、所管課が補助事業者に対して、会計年度内事業に必要な物品については会計年度内に支払をするよう指導していれば、問題とはならなかった事例である。 一方、補助金制度において、補助金充当の観点からすれば、補助事業の継続性により、当該事業が継続している限りは、どの会計年度の補助対象経費に充当されても、各会計年度の合計の充当額に誤りがなければ問題視されず、むしろ、正確性や確実性が重視されることとなるが、補助事業者が行う発生主義に基づいた会計処理では、原則に基づいて補助金に関する収支計算書を作成した場合、収入及び支出については、実際に支払った経費に対するもの（現金主義）に限定され、総勘定元帳に記載されている会計年度内事業における収入及び支出との不一致が生ずることとなる。その上、本市への実績報告のための収支計算書を別に作成しなければならなくなり、補助事業者に負担と混乱を招くおそれがある。 更には、本市においても、28年度から新公会計制度を導入し、現金主義のみならず発生主義による会計処理を追加したことから、会計年度内事業の実施に係る経費の観点からの補助対象経費についても、更に検討する必要があると考える。 このように、補助金ごとに会計年度内事業に対する補助対象経費の範囲が異なっているのは、補助金制度を所掌している財政課、補助事業を所掌する所管課及び補助事業者それぞれの会計年度内における補助対象経費の範囲に対する認識が統一されていないことが要因の一つと考えられる。また、未払費用や前払費用といったいわゆる経過勘定を相手勘定とした経費についての補助対象経費に関する取扱いについては、補助事業者の会計処理や補助対象項目が多様化している中では、監査をする上でも統一することが困難な状況にある。 以上のことから、各所管課においては、各補助金における会計年度内事業に関する補助対象経費について、原則はもとより、例外事例における取扱いについて、財政課及び補助事業者と十分検討の上、その範囲について、要綱へ記載する、又は未払費用については後日証憑書類を所管課に提出を求めるなど、正確性及び確実性を担保した規範の明確化に努められることを要望する。
--------	---

平成28年度実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	今回の意見要望を踏まえ、補助金における会計年度内事業に関する補助対象経費について、財政課と協議した結果、「補助金制度の解説～補助金実務マニュアル～」に例外的な取扱いが記載されたため、平成31年度（2019年度）に八王子市障害者工賃向上推進事業、八王子市重度障害者グループホーム事業両補助金の交付要綱を、令和3年度（2021年度）に八王子市地域福祉推進事業補助金交付要綱の改定をそれぞれ行い、人件費、燃料費等の会計年度内補助対象経費の範囲を明確にした。その内容について対象団体への周知、説明を十分に行い、各事業実績報告において、適切な事業の執行を確認できたため、本件意見要望事項へ対応が完了したものとする。
措 置 時 期	令和3年（2021年）4月
所 管 部 課	福祉部 障害者福祉課

監査の種類	平成28年度（2016年度）財政援助団体等監査
意見要望件名	会計年度内の補助対象経費の範囲について
意見要望内容	本市における補助事業は、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（以下「規則」という。）及び財務部財政課が平成15年4月に発行した「補助金制度～補助金実務マニュアル～」（以下「マニュアル」という。）に基づき、各所管課において制定された補助金交付要綱等により、実施されているところである。 規則及びマニュアルによれば、補助事業には、本市の会計年度予算から交付された補助金が充当され、当該年度の補助事業完了後1か月以内に実績報告書を添付書類とともに提出することとされている。 すなわち、年度当初から年度末までの事業（以下「会計年度内事業」という。）の場合には、4月1日から翌年3月31日までに実施した事業が補助の対象となり、補助事業者は、当該期間に実施された事業に係る要綱等で定められた経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金に係る収支計算に関する資料（以下「収支計算書」という。）等を添付し市長に報告しなければならないこととなる。 また、補助事業者は民間団体であり、その会計処理については、企業会計基準や社会福祉法人会計基準などの発生主義（複式簿記）による基準を採用しているため、当該会計年度内に支払をしていない費用（未払費用）や当該会計年度以外の分を支払っている費用（前払費用）を相手勘定科目として補助対象経費に計上し、これに基づき収支計算書を作成し、実績報告が行われることも想定されるが、このような事例についての取扱いは、規則に規定されておらず、マニュアルにも記載がされていない。 このことについて、本市の補助金制度を所掌している財政課に確認したところ、補助対象経費については、原則として、会計年度内に支払を行い、その金額等が証憑書類等で確認ができるものと認識しているとのことであったが、このような原則についても、規則やマニュアルには規定又は記載がされていないところである。 そこで、今回の監査対象団体である12団体について確認したところ、8団体において、次のような事例が複数見受けられた。 (1) 人件費において、28年3月31日までに勤務した給料等について、会計年度内に支払が行われていないものを、補助対象経費として計上していた。一方、別の補助事業者では、27年3月31日までに勤務した給料等について、同年4月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。 (2) 賃借料（家賃）において、28年4月分の家賃を同年3月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。 (3) 光熱水費において、27年3月分の光熱水費を同年4月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。 (4) 消耗品費において、28年3月中に物品を発注し、納品されているが、会

意見要望内容	計年度内に支払が行われていないものについて、補助対象経費として計上していた。 上記の原則に立ち返ってみると、会計年度内に支払が完了していないものは当該年度の補助対象外経費となり、反対に、会計年度内に支払が完了していれば当該年度の補助対象経費となるが、会計年度内事業の観点からみると、会計年度内に実施された事業経費が当該年度の補助対象外経費となり、会計年度外に実施された事業経費が当該年度の補助対象経費となるといった矛盾が生ずることとなる。 中には、会計年度内事業について補助対象経費となるものは会計年度内に実際に支払がなされたものに限定されることを、補助事業者に指導している補助金も一部見受けられ、事例(4)については、所管課が補助事業者に対して、会計年度内事業に必要な物品については会計年度内に支払をするよう指導していれば、問題とはならなかった事例である。 一方、補助金制度において、補助金充当の観点からすれば、補助事業の継続性により、当該事業が継続している限りは、どの会計年度の補助対象経費に充当されても、各会計年度の合計の充当額に誤りがなければ問題視されず、むしろ、正確性や確実性が重視されることとなるが、補助事業者が行う発生主義に基づいた会計処理では、原則に基づいて補助金に関する収支計算書を作成した場合、収入及び支出については、実際に支払った経費に対するもの（現金主義）に限定され、総勘定元帳に記載されている会計年度内事業における収入及び支出との不一致が生ずることとなる。その上、本市への実績報告のための収支計算書を別に作成しなければならなくなり、補助事業者に負担と混乱を招くおそれがある。 更には、本市においても、28年度から新公会計制度を導入し、現金主義のみならず発生主義による会計処理を追加したことから、会計年度内事業の実施に係る経費の観点からの補助対象経費についても、更に検討する必要があると考える。 このように、補助金ごとに会計年度内事業に対する補助対象経費の範囲が異なっているのは、補助金制度を所掌している財政課、補助事業を所掌する所管課及び補助事業者それぞれの会計年度内における補助対象経費の範囲に対する認識が統一されていないことが要因の一つと考えられる。また、未払費用や前払費用といったいわゆる経過勘定を相手勘定とした経費についての補助対象経費に関する取扱いについては、補助事業者の会計処理や補助対象項目が多様化している中では、監査をする上でも統一することが困難な状況にある。 以上のことから、各所管課においては、各補助金における会計年度内事業に関する補助対象経費について、原則はもとより、例外事例における取扱いについて、財政課及び補助事業者と十分検討の上、その範囲について、要綱へ記載する、又は未払費用については後日証憑書類を所管課に提出を求めるなど、正確性及び確実性を担保した規範の明確化に努められることを要望する。
--------	--

平成28年度実施分監査委員監査に係る措置

措置内容	今回の意見要望を踏まえ、補助金における会計年度内事業に関する補助対象経費について、財政課と協議した結果、「補助金制度～補助金実務マニュアル～」が修正され、人件費など事業実施年度内に支払い（精算）が不可能な経費についても例外的に補助対象経費として取り扱うことを可とする旨記載されたため、平成31年度（2019年度）の送迎支援補助金の交付要綱において補助対象経費として会計年度内に支払いが不可能な3月分の人件費及び燃料費を規定した。また、年度内に支払いができなかった人件費、燃料費については、補助事業者に対し当課へ証憑書類の提出を求め確認した。令和2年（2020年）4月30日に入金があったことを確認したことをもって、平成31年度（2019年度）の実績報告及び精算処理が完了したため、本件意見要望事項へ対応が完了したものとする。
措置時期	令和2年（2020年）4月30日
所管部課	子ども家庭部 児童青少年課

平成28年度実施分監査委員監査に係る措置

監査の種類	平成28年度（2016年度）行政監査
意見要望件名	購入のあり方について
意見要望内容	利用頻度について、「年に数回」又は「数年に1回」が、加除式書籍では32.0%、定期刊行物では小・中学校以外12.8%（小・中学校は0%）であった。一概に利用頻度が低いことをもって、直ちに不要といえるものではないが、加除式書籍では年間の追録費用が数十万円を超えるものもある。 また、購入の必要性に関する検討については、「毎年の予算要求時に検討」しているものが、加除式書籍及び定期刊行物ともに過半数を占めているが、「数年毎に検討」しているものも見受けられた。 近年インターネットから情報取得ができるものも増えてきており、また必要に応じて単行本の購入に替えることが可能となる場合もあることから、毎年定期的に購入の必要性を検討すべきである。 については、全ての書籍について、利用状況とともに利用効果を再検証し、費用対効果の観点からも購読のあり方を見直されたい。
措置内容	加除式書籍については、単行本で代替できるもの、契約を継続しなくても支障がないもの等について見直しを行い、学校で購入している一部の書籍を除き、契約解除を行った。 また、定期刊行物については、他所管でも購入しているものは購入を中止した。教育委員会事務局で購入しているものは、必要に応じて教育センターで保管し、小・中学校の教員や市民の閲覧に供しているが、利用状況等も含めて、定期的に購入の必要性を検討していく。
措置時期	平成30年（2018年）10月
所管部課	学校教育部 教育総務課

平成２８年度実施分監査委員監査に係る措置

監査の種類	平成２８年度（２０１６年）行政監査
意見要望件名	加除式書籍及び定期刊行物の情報資産としての有効活用について 「加除式書籍の早期加除について」
意見要望内容	加除式書籍の追録の加除について、追録の到着後、数回分の追録をまとめて加除しているなど、加除されるまでに３か月以上を要しているものが９４部 ３４．４％であった。それらの書籍については、購入の効果において「非常に役立つ」と回答があったものが多く、更に「業者から日程の連絡があり業者が加除」しているものの利用頻度を見ると、「ほぼ毎日」、「週に数回」又は「月に数回」のもので、加除されるまでに３か月以上を要しているものが６１部５４．５％を占めている。このような加除の遅延が、適時的確な情報収集に支障をきたすことも懸念されるところである。ついては、常に最新の情報が保たれるよう、追録の到着後、速やかな加除の実施に努められたい。
措置内容	平成３０年度（２０１８年度）７月９日付総務部長通知「加除式書籍の適正な管理について（通知）」により追録の加除がある場合には、速やかに加除を行い、加除式書籍が行政運営に資する機能を十分に果たすための適正な管理に努めるよう全庁に周知した。
措置時期	平成３０年（２０１８年）７月９日
所管部課	総務部 総務課

平成２８年度実施分監査委員監査に係る措置

監査の種類	平成２８年度（２０１６年度）行政監査
意見要望件名	加除式書籍及び定期刊行物の情報資産としての有効活用について 「加除式書籍の早期加除について」
意見要望内容	加除式書籍の追録の加除について、追録の到着後、数回分の追録をまとめて加除しているなど、加除されるまでに３か月以上を要しているものが９４部３４．４％であった。それらの書籍については、購入の効果において「非常に役立つ」と回答があったものが多く、更に「業者から日程の連絡があり業者が加除」しているものの利用頻度を見ると、「ほぼ毎日」、「週に数回」又は「月に数回」のもので、加除されるまでに３か月以上を要しているものが６１部５４．５％を占めている。このような加除の遅延が、適時的確な情報収集に支障をきたすことも懸念されるところである。 については、常に最新の情報が保たれるよう、追録の到着後、速やかな加除の実施に努められたい。
措置内容	最終加除日の確認を徹底させ、未加除の追録内容の確認や職員による加除を行う等、最新情報を利用できるよう対応していく。
措置時期	平成３０年（２０１８年）１０月
所管部課	学校教育部 教育総務課

平成２８年度実施分監査委員監査に係る措置

監査の種類	平成２８年度（２０１６年）行政監査
意見要望件名	加除式書籍及び定期刊行物の情報資産としての有効活用について 「加除を中止した加除式書籍の取扱いについて」
意見要望内容	提要・手引きは、加除を中止した後も、最新事例が追加されないだけで、中止以前の情報として利用できる場合も考えられるが、法規集や例規集については、加除を中止した時点でその情報が正確性を欠く場合があり、使い続けることで業務に支障をきたす恐れがある。 については、追録の加除を中止した場合は、書籍の内容を確認した上で、処分をするなど適切な管理を検討されたい。
措置内容	平成３０年（２０１８年）７月９日付総務部長通知「加除式書籍の適正な管理について（通知）」により、追録の加除を中止した場合は、中止以前の情報が特別に必要な場合を除き、廃棄するなど、加除式書籍が行政運営に資する機能を十分に果たすよう適正な管理に努めるよう全庁に周知した。
措置時期	平成３０年（２０１８年）７月９日
所管部課	総務部 総務課

平成２８年度実施分監査委員監査に係る措置

監査の種類	平成２８年度（２０１６年度）行政監査
意見要望件名	加除式書籍及び定期刊行物の情報資産としての有効活用について 「加除を中止した加除式書籍の取扱いについて」
意見要望内容	提要・手引きは、加除を中止した後も、最新事例が追加されないだけで、中止以前の情報として利用できる場合も考えられるが、法規集や例規集については、加除を中止した時点でその情報が正確性を欠く場合があり、使い続けることで業務に支障をきたす恐れがある。 ついては、追録の加除を中止した場合は、書籍の内容を確認した上で、処分をするなど適切な管理を検討されたい。
措置内容	加除を中止したものについて、使用継続が業務に支障がないものは、表紙等に、常に更新が行われていないことを表記した。
措置時期	平成３０年（２０１８年）１０月
所管部課	学校教育部 教育総務課

平成２８年度実施分監査委員監査に係る措置

監査の種類	平成２８年度（２０１６年）行政監査
意見要望件名	加除式書籍及び定期刊行物の情報資産としての有効活用について 「共同利用の促進について」
意見要望内容	共同利用の状況を見ると、加除式書籍及び定期刊行物とも７０％以上が共同利用を行っていない。これは、主に「業務に直接必要な情報収集」を目的として、所管事務に特化した専門情報誌や法規集を購入しているためであると考えられる。しかし、共同利用していない理由をみると、「共同利用可能だが、当該書籍を必要とする所管を把握していないため」としている回答も加除式書籍で４０．５％、定期刊行物で２０．２％あり、共同利用が進まないのは、書籍の保有情報が共有されていないことも一因であると考えられる。 ついては、各課が保有する書籍の一覧を整理し、既存の庁内 LAN である行政情報ネットワーク上に公開する等により、組織として共同利用を促進し情報資産として積極的な活用を図るための仕組みの構築を検討されたい。
措置内容	平成３０年度（２０１８年度）から加除式書籍や定期刊行物の購入状況、加除式書籍等の共同利用の可否についての情報をまとめた「加除式書籍 定期刊行物一覧」を職員ポータルの一覧に掲載し、全庁で情報共有を行うための新たな仕組みを構築した。 また、毎年の予算編成事務要領においては、定期的に更新を行う同一覧を確認し、共同利用ができる加除式書籍等がある場合には、相互に調整を行い、有効活用するよう促している。
措置時期	平成３０年（２０１８年）９月１８日
所管部課	総務部 総務課

平成２８年度実施分監査委員監査に係る措置

監査の種類	平成２８年度行政監査
意見要望件名	加除式書籍及び定期刊行物の情報資産としての有効活用について 「共同利用の促進について」
意見要望内容	共同利用の状況を見ると、加除式書籍及び定期刊行物とも７０％以上が共同利用を行っていない。これは、主に「業務に直接必要な情報収集」を目的として、所管事務に特化した専門情報誌や法規集を購入しているためであると考えられる。しかし、共同利用していない理由をみると、「共同利用可能だが、当該書籍を必要とする所管を把握していないため」としている回答も加除式書籍で４０．５％、定期刊行物で２０．２％あり、共同利用が進まないのは、書籍の保有情報が共有されていないことも一因であると考えられる。 については、各課が保有する書籍の一覧を整理し、既存の庁内 LAN である行政情報ネットワーク上に公開する等により、組織として共同利用を促進し情報資産として積極的な活用を図るための仕組みの構築を検討されたい。
措置内容	教育委員会事務局内においては、当監査事務局からの意見に基づき、総務部総務課が行政情報ネットワークの職員ポータル上に新たに開設した「加除式書籍定期刊行物一覧」を活用し、共同利用について改めて周知を行った。今後も共同利用を促進していく。
措置時期	平成３０年（２０１８年）１０月
所管部課	学校教育部 教育総務課